

記者発表（資料配布）				
月 日 (曜日)	担当課室名 班 名	TEL	発表者名 (担当係長名)	その他の 配布先
7 / 1 0 (金)	こども政策課 こども育成班	直通 078-362-3215 (内線 73542)	課長 中谷 真紀子 (主幹 端 恵美子)	

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」に関する説明会の開催について

令和6年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が本年12月25日に施行されます。このたび、認定※を検討している学習塾、音楽教室、スポーツクラブ等民間教育保育等事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

※認定とは

法律で定められた性暴力を防ぐ取組や犯歴情報を適正に管理する取組を適切に実施する体制等が整備されている事業者は、こども家庭庁から認定を受けることができます。認定された事業者は、こどもと接する従事者が、過去に性犯罪を犯していないかの確認などを行います。

制度の詳細については、[こども家庭庁ホームページ](#)をご覧ください。

[こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）](#) | [こども家庭庁](#)

- 開催日時：令和8年8月28日（金）
10:00～11:30（9:30～受付）
- 開催場所：兵庫県看護協会ハーモニーホール
（神戸市中央区下山手通5丁目6番24号）
- 主催者：兵庫県福祉部こども政策課
- 申込方法：申し込みは[兵庫県電子申請システムe-ひょうご](#)からお願いします。
申込期間：令和8年7月13日（月）から7月31日（金）17:30まで
定員：450名（先着順）
（9月下旬以降に、アーカイブ配信する予定です。）
- 内 容：○講義 こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）
○質疑応答（事前受付）
- そ の 他：報道関係者は直接受付にお越しください。
なお、午後から法律で定める性暴力防止の取組の義務がある事業者向けの説明会を開催します。ただし、一般公募はありません。

(学習塾・スポーツクラブ等民間教育保育等事業者向け) 午前の部「こども性暴力防止法 (国の「認定」を受ける予定の事業者向け)」に関する説明会申し込みフォーム
https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5596



【参考】こども性暴力防止法の概要

こども性暴力防止法 (学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和6年法律第69号))

1 制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。

2 制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

3 対象事業者

◎国の「認定」を受けた事業者が法律で定める性暴力防止の取組を行う
(認定は任意)

- 専修学校 (一般課程) ・各種学校
- 民間教育事業 (学習塾、スポーツクラブ等)
- 放課後児童クラブ
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 認可外保育事業
- 指定障害福祉サービス事業 など

◎全ての事業者が法律で定める性暴力防止の取組の義務がある

- 学校 (幼稚園、小中学校、高校等)
- 専修学校 (高等課程)
- 認定こども園
- 認可保育所
- 児童相談所
- 児童福祉施設 (児童養護施設、障害児入所施設等)
- 指定障害児通所支援事業
- 乳児等通園支援事業 など